

高知市発注工事に係る下請契約の適正化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「市発注工事」という。）に係る下請契約（法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）の適正化を図ることにより、市発注工事の適正かつ効率的な施行を確保するとともに、建設工事の質の向上等建設産業の健全な発展に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(指針の策定)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、市発注工事に係る下請契約の適正化を図るための指針（以下「適正化指針」という。）を策定するものとする。

(元請負人の遵守事項)

第3条 市発注工事に係る法第2条第5項に規定する元請負人（以下「元請負人」という。）は、下請契約の締結及び履行（以下「下請契約の締結等」という。）に当たっては、法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他関係法令（条例、規則等を含む。）を遵守しなければならない。

2 元請負人は、適正化指針に定める事項に従って下請契約を締結するとともに、信義に従って誠実にこれを履行することにより、適正な施工体制の確立及び安定的な雇用関係の確立等に努めなければならない。

(助言又は指導)

第4条 市長は、下請契約の締結等について、前条に定める事項を遵守させるため、市発注工事に係る請負契約を高知市と締結した元請負人（次条において「直接元請負人」という。）に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(改善指示等)

第5条 市長は、下請契約の締結等について、元請負人が第3条の規定に違反している場合であって、当該市発注工事の適正な施行の確保が困難となると認められるときは、当該直接元請負人に対して、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

2 市長は、前項の指示にもかかわらず第3条第1項の規定に違反している直接元請負人に対し、指名停止等の措置を講ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市発注工事に係る下請契約の適正化について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。